

国の審議会等における障害のある女性委員の人数等について  
(令和 7 年 9 月 1 日時点)

「障害者基本計画（第 5 次）」においては、「障害者施策を審議する国の審議会等における障害者の委員の選定に当たっては、性別のバランスに配慮しつつ、障害のある女性委員の人数・比率について定期的に調査・公表を行う」とこととされていることを踏まえ、国の審議会等のうち障害者施策を審議するものについて、障害のある委員数、障害のある女性委員数等の調査を実施した結果は以下のとおり。

審議会等名	委員の総数	障害のある女性委員数 (障害のある委員数)	障害のある女性委員の比率
障害者政策委員会	30 人	3 人 (12 人)	10%
こども家庭審議会 (障害児支援部会) ※1	21 人	2 人 (3 人)	10%
法制審議会 (法制審議会民法（成年後見等関係）部会) ※2	19 人	1 人 (1 人)	5 %
社会保障審議会 (障害者部会) ※3	28 人	3 人 (8 人) (※5)	11%
労働政策審議会 (障害者雇用分科会) ※4	20 人	1 人 (4 人) (※5)	5%

※1：こども家庭審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害児支援部会について記載。

※2：法制審議会については、成年後見制度の見直しに向けた検討を実質的に行う民法（成年後見等関係）部会について記載。

※3：社会保障審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害者部会について記載。

※4：労働政策審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害者雇用分科会について記載。

※5：社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会においては、障害者代表の委員数を記載。